

尖閣諸島を始め我が国の領土及び領海を守る体制整備を求める意見書

昨年9月7日、尖閣諸島周辺の日本領海内で違法に操業を行っていた中国の漁船が、停船を命じた海上保安庁の巡視船に自らを衝突させるという重大事件が発生したが、その後も尖閣諸島周辺を始めとする我が国の領海及び排他的経済水域において外国漁船による違法操業は繰り返され、我が国の漁業関係者に大きな不安を与えているところである。

さらに、今年8月には、漁船などの民間の船舶にとどまらず、外国公船である中国の漁業監視船2隻が尖閣諸島周辺の領海内に侵入する事案まで発生し、我が国の主権が脅かされる事態となっており、これらの問題については、本市の市民を始め国民から重大な関心が寄せられている。

よって、国におかれては、尖閣諸島を始めとする我が国の領土及び領海と国民の生命を守る立場から、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 尖閣諸島に関し、早急に諸般の現地調査を行うとともに、我が国の船舶の安全航行と漁業関係者の安全操業のため、灯台の設置、避難港の整備などに取り組むこと。
- 2 外国漁船による違法操業が繰り返され、我が国の漁場が奪われていることへの対策として、関係省庁が連携して、違法操業の排除及び排他的経済水域の資源保全に努め、さらには必要な法整備に取り組むこと。
- 3 中国との戦略的互惠関係の維持・発展を基軸に、アジア諸国との関係強化などのあらゆる外交努力を通じ、我が国の領土及び領海を守るという主権国家としての揺るぎない態度を国際社会に対して積極的に示すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年10月6日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

外務大臣

宛て

農林水産大臣

国土交通大臣

防衛大臣

沖縄及び北方対策担当大臣